

令和 7 年度第 7 回教育委員会定例会

議事日程及び議案等

令和 7 年 1 0 月 2 9 日（水）
1 6 時 1 5 分

於：女性第一・第二研修室

議事日程

令和7年10月29日（水）16時15分

女性第一・第二研修室

- 1 開 会
- 2 会議成立の宣告
- 3 会議録署名者の指名
- 4 会議の公開等について
- 5 議案審査順

公開予定（案）

定第48号議案 代決処分の承認を求める件

〔鹿児島市教育委員会事務局等の職員の任免について〕

定第49号議案 代決処分の承認を求める件

〔鹿児島市教育委員会人事評価実施規程の一部改正について〕

定第50号議案 代決処分の承認を求める件

〔鹿児島市立科学館条例施行規則一部改正について〕

定第51号議案 代決処分の承認を求める件

〔鹿児島市立美術館条例施行規則一部改正について〕

請願令和7年度第1号 小中学校での学校給食の牛乳を、飲むことによる体調不良（乳糖不耐、下痢、腹痛など）や特定の食物摂取制限の理由で飲めない児童生徒が、医師の診断なしでも停止届などで停止できるようにすることを求める請願【継続審議】

報告事項(1) 鹿児島市とNTTドコモビジネス、次世代校務DXに関する連携協定について

報告事項(2) 令和7年度教育委員会活動の点検・評価の実施について

非公開予定（案）

定第52号議案 鹿児島市文化財審議会委員の委嘱の件

- 6 その他
- 7 閉 会

代決処分の承認を求める件

鹿児島市教育委員会の事務局及び教育機関の職員の任免について、鹿児島市教育委員会事務委任等規則第4条第1項の規定に基づき、別紙のとおり代決したので、同条第2項の規定により、これを報告し、その承認を求める。

令和7年10月29日

提 出

鹿児島市教育委員会

教育長 原之園 哲哉

(参 照)

鹿児島市教育委員会事務委任等規則（抜粋）

（鹿児島市教育委員会教育長に対する委任事務）

第2条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第25条第1項及び第2項の規定により、教育委員会は、次に掲げる事務、第6条の事務及び鹿児島市教育委員会事務補助執行規程（平成9年教育委員会訓令第1号。以下「教育委員会事務補助執行規程」という。）の規定により市長の事務部局の職員に補助執行させる事務を除き、その権限に属する事務を鹿児島市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に委任する。

(1)～(3) 略す

(4) 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。

(5)～(20) 略す

（代決）

第4条 教育長は、緊急止むを得ないときは、第2条各号の教育委員会の権限に属する事務を代行することができる。

2 教育長は、前項の規定により教育委員会の権限に属する事務を代行したときは、すみやかに教育委員会に報告し、その承認を受けなければならない。

(令和7年10月1日付)

鹿児島市教育委員会事務局等職員人事異動

新	旧	氏 名
(係 長 級) 星峯中学校 主査	組合専従	福永 哲二
(一 般 職 員) 総務課付 (保健体育課併任)	谷山支所 市民課	伊村 皓成

代決処分の承認を求める件

鹿児島市教育委員会人事評価実施規程の一部改正について、鹿児島市教育委員会事務委任等規則第 4 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり代決したので、同条第 2 項の規定により、これを報告し、その承認を求める。

令和 7 年 1 0 月 2 9 日

提 出

鹿児島市教育委員会

教育長 原之園 哲哉

(参 照)

鹿児島市教育委員会事務委任等規則（抜粋）

（鹿児島市教育委員会教育長に対する委任事務）

第 2 条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号。以下「法」という。）第 2 5 条第 1 項及び第 2 項の規定により、教育委員会は、次に掲げる事務及び鹿児島市教育委員会事務補助執行規程（平成 9 年教育委員会訓令第 1 号。以下「教育委員会事務補助執行規程」という。）の規定により市長の事務部局の職員に補助執行させる事務を除き、その権限に属する事務を鹿児島市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に委任する。

(1) 略す

(2) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

(5)～(20) 略す

（代決）

第 4 条 教育長は、緊急止むを得ないときは、第 2 条各号の教育委員会の権限に属する事務を代行することができる。

2 教育長は、前項の規定により教育委員会の権限に属する事務を代行したときは、すみやかに教育委員会に報告し、その承認を受けなければならない。

鹿児島市教育委員会人事評価実施規程の一部を改正する訓令

第5条第3項中「目標の設定その他の方法により当該被評価者にあらかじめ示した上で」を「具体的な目標を定めさせ」に、「役割を果たした」を「目標を達成した」に改め、同条第4項中「評価項目及び果たすべき役割のそれぞれの」及び「並びに業績評価の結果を総括的に表示する記号（以下「全体評語」という。）」を削り、同条第5項中「及び全体評語」を削り、同条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 人事評価の結果は、能力評価及び業績評価の評価ごとに、別に定める評価点算出表に応じて点数を付し、当該点数を被評価者ごとに合計した点数（以下「人事評価総得点」という。）とする。

第6条の見出し中「実施時期及び」を削り、同条第1項中「人事評価の実施」を「評価」に、「を評価期間とするものを10月に、」を「の期間及び」に、「を評価期間とするものを4月に行うものとする」を「の期間ごとに実施する」に改める。

第7条中「の結果」を「の個別評語」に改め、「いう。）」の次に「並びに人事評価総得点」を加え、「当該結果が」を「当該個別評語が」に、「当該結果の」を「当該個別評語及び人事評価総得点」に改める。

付 則

この訓令は、令和7年10月1日から施行する。

（改正理由）

人事評価制度の見直しに伴い、関係条文の整理をするものである。

鹿児島市教育委員会人事評価実施規程（平成23年教育委員会訓令第1号）新旧対照表

現行	改正案	備考
（人事評価の方法） 第5条 （略） 2 （略） 3 業績評価は、被評価者が果たすべき役割について、業務に関する<u>目標の設定その他の方法により当該被評価者にあらかじめ示した上で、当該役割を果たした程度</u>を評価することにより行うものとする。 4 評価者は、被評価者について、<u>評価項目及び果たすべき役割のそれぞれの評価結果を表示する記号</u>（以下「個別評語」という。）<u>並びに業績評価の結果を総括的に表示する記号</u>（以下「全体評語」という。）を付すことにより評価を行うものとする。 5 調整者は、評価者による評価の結果に関する不均衡の有無について審査を行い、個別評語<u>及び全体評語</u>を付すことにより評価を行うものとする。	（人事評価の方法） 第5条 （略） 2 （略） 3 業績評価は、被評価者が果たすべき役割について、業務に関する<u>具体的な目標を定めさせ、当該目標を達成した程度</u>を評価することにより行うものとする。 4 評価者は、被評価者について、評価結果を表示する記号（以下「個別評語」という。）を付すことにより評価を行うものとする。 5 調整者は、評価者による評価の結果に関する不均衡の有無について審査を行い、個別評語を付すことにより評価を行うものとする。 <u>6 人事評価の結果は、能力評価及び業績評価の評価ごとに、別に定める評価点算出表に応じて点数を付し、当該点数を被評価者ごとに合計した点数（以下「人事評価総得点」という。）とする。</u>	業績評価制度見直しに伴う文言整理 業績評価の全体評語廃止 業績評価の全体評語廃止 評価結果の点数化

<u>6</u> （略） （人事評価の<u>実施時期及び評価期間</u>） 第6条 <u>人事評価の実施は、4月1日から9月30日までを評価期間とするものを10月に、10月1日から3月31日までを評価期間とするものを4月に行うものとする。</u> 2 （略） （人事評価の結果の開示） 第7条 能力評価及び業績評価の<u>結果</u>（調整者による評価後の<u>結果</u>をいう。）は、被評価者の開示するものとする。ただし、被評価者（<u>当該結果が別に定める標準値以上の者に限る。</u>）が<u>当該結果の開示</u>を希望しない場合は、この限りでない。	<u>7</u> （略） （人事評価の評価期間） 第6条 <u>評価は、4月1日から9月30日までの期間及び10月1日から3月31日まで</u>の<u>期間ごとに実施する。</u> 2 （略） （人事評価の結果の開示） 第7条 能力評価及び業績評価の<u>個別評語</u>（調整者による評価後の<u>個別評語</u>をいう。）<u>並びに人事評価総得点</u>は、被評価者開示するものとする。ただし、被評価者（<u>当該個別評語が別に定める標準値以上の者に限る。</u>）が<u>当該個別評語及び人事評価総得点の開示</u>を希望しない場合は、この限りでない。	文言整理
--	--	-------------

代決処分の承認を求める件

鹿児島市立科学館条例施行規則の一部改正について、鹿児島市教育委員会事務委任等規則第4条第1項の規定に基づき、別紙のとおり代決したので、同条第2項の規定により、これを報告し、その承認を求める。

令和7年10月29日

提 出

鹿児島市教育委員会

教育長 原之園 哲哉

(参 照)

鹿児島市教育委員会事務委任等規則（抜粋）

（鹿児島市教育委員会教育長に対する委任事務）

第2条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第25条第1項及び第2項の規定により、教育委員会は、次に掲げる事務及び鹿児島市教育委員会事務補助執行規程（平成9年教育委員会訓令第1号。以下「教育委員会事務補助執行規程」という。）の規定により市長の事務部局の職員に補助執行させる事務を除き、その権限に属する事務を鹿児島市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に委任する。

(1) 略す

(2) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

(3)～(20) 略す

（代決）

第4条 教育長は、緊急止むを得ないときは、第2条各号の教育委員会の権限に属する事務を代行することができる。

2 教育長は、前項の規定により教育委員会の権限に属する事務を代行したときは、すみやかに教育委員会に報告し、その承認を受けなければならない。

鹿児島市立科学館条例施行規則の一部を改正する規則

第4条に次の1項を加える。

5 年間入館券及び年間観覧券の有効期限については、科学館の修理その他科学館の管理上の理由により入館又は観覧できなくなった場合において、教育委員会が特に必要と認めるときは、教育委員会が相当と認める期間を延長することができる。

第6条ただし書中「団体の入館料等」の次に「(第11号及び第12号に規定する場合の入館料及び観覧料を除く。)」を加え、同条第9号中「相当額」の次に「(市内居住者以外のもの(学校教育法第1条に規定する特別支援学校の児童又は生徒にあっては、市内の同条に規定する特別支援学校の児童又は生徒に限る。))については、市内居住者以外の一般投影観覧料と市内居住者の一般投影観覧料の差額に市内居住者の一般投影観覧料の5割相当額を加えた額)」を加え、同条第10号中「小人料金」を「市内居住者に係る小人料金」に、「大人料金」を「一般投影観覧料の大人料金」に改め、「差額」の次に「(市外の特別支援学校の児童又は生徒の引率者であって、当該引率者が市内居住者以外のものである場合は、一般投影観覧料の市内居住者以外の小人料金の5割相当額と大人料金との差額)」を加え、同条中第12号を第14号とし、第11号を第13号とし、第10号の次に次の2号を加える。

(11) 市内の学校教育法第1条に規定する高等学校、中等教育学校(後期課程に限る。)、大学若しくは高等専門学校の生徒、学生等の20人以上の団体が当該施設が行う活動として入館する場合において、市内居住者以外の生徒又は学生が入館し、又は宇宙劇場の学習投影を観覧するとき 条例別表第1に定める市内居住者以外の入館料と市内居住者の入館料の差額又は条例別表第2に定める市内居住者以外の一般投影観覧料と市内居住者の一般投影観覧料の差額を減額

(12) 前号に掲げる者の引率者が市内居住者以外の場合において、宇宙劇場の学習投影を観覧するとき 条例別表第2に定める市内居住者以外の一般投影観覧料と市内居住者の一般投影観覧料との差額を減額

第7条ただし書中「同条第12号」を「同条第14号」に改める。

別表第1中「児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条」を「児童福祉法第6条」に改める。

付 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。

(改正理由)

年間入館券及び年間観覧券の有効期限延長について定めるとともに、公共施設の使用料改定に伴う入館料等の減免に関する条文の整備を行い、別表の文言整理を行うものである。

鹿児島市立科学館条例施行規則（平成２年教育委員会規則第４号）新旧対照表

現行	改正案	備考
（入館券等） 第４条 （略） ２～４ （略）	（入館券等） 第４条 （略） ２～４ （略） <u>５ 年間入館券及び年間観覧券の有効期限については、科学館の修理その他科学館の管理上の理由により入館又は観覧できなくなった場合において、教育委員会が特に必要と認めるときは、教育委員会が相当と認める期間を延長することができる。</u>	
（入館料等の減免） 第６条 条例第６条の規定により入館料等を減免することができる場合及びその額は、次に定めるところによる。ただし、条例別表第１及び別表第２に定める２０人以上の団体の入館料等については適用しない。 （１）～（８） （略） （９） 別表第３に掲げる施設の児童又は生徒が当該施設が行う活動として入館し、又は宇宙劇場の学習投影を観覧するとき 条例別表第１に定める入館料を免除又は条例別表第２に定める一般投影観覧料の５割相当額を減額	（入館料等の減免） 第６条 条例第６条の規定により入館料等を減免することができる場合及びその額は、次に定めるところによる。ただし、条例別表第１及び別表第２に定める２０人以上の団体の入館料等<u>（第１１号及び第１２号に規定する場合の入館料及び観覧料を除く。）</u>については適用しない。 （１）～（８） （略） （９） 別表第３に掲げる施設の児童又は生徒が当該施設が行う活動として入館し、又は宇宙劇場の学習投影を観覧するとき 条例別表第１に定める入館料を免除又は条例別表第２に定める一般投影観覧料の５割相当額<u>（市内居</u>	

(10) 前2号に掲げる者の引率者が宇宙劇場の学習投影を観覧するとき 条例別表第2に定める一般投影観覧料の小人料金の5割相当額と大人料金との差額を減額

住者以外のもの（学校教育法第1条に規定する特別支援学校の児童又は生徒にあっては、市内の同条に規定する特別支援学校の児童又は生徒に限る。）については、市内居住者以外の一般投影観覧料と市内居住者の一般投影観覧料の差額に市内居住者の一般投影観覧料の5割相当額を加えた額）を減額

(10) 前2号に掲げる者の引率者が宇宙劇場の学習投影を観覧するとき 条例別表第2に定める一般投影観覧料の市内居住者に係る小人料金の5割相当額と一般投影観覧料の大人料金との差額（市外の特別支援学校の児童又は生徒の引率者であって、当該引率者が市内居住者以外のものである場合は、一般投影観覧料の市内居住者以外の小人料金の5割相当額と大人料金との差額）を減額

(11) 市内の学校教育法第1条に規定する高等学校、中等教育学校（後期課程に限る。）、大学若しくは高等専門学校の生徒、学生等の20人以上の団体が当該施設が行う活動として入館する場合において、市内居住者以外の生徒又は学生が入館し、又は宇宙劇場の学習投影を観覧するとき 条例別表第1に定める市内居住者以外の入館料と市内居住者の入館料の差額又は条例別表第2に定める市内居住者以外の一般投影観覧料と市内居住者の一般投影観覧料の差額を減額

(11) (略) (12) (略) (入館料等の減免申請手続) 第7条 前条の規定により入館料等の減免を受けようとする者は、入館料等減免申請書（様式第2）を教育委員会に提出しなければならない。ただし、前条第1号から第5号までに掲げる者及び同条第12号に該当する者のうち教育委員会が特に認める者については、この限りでない。 別表第1（第6条関係） <table><tr><td>児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第1項に規定する児童発達支援及び放課後等デイサービスを行う事業所並びに同法第7条第1項に規定する障害児入所施設、児童発達支援センター及び児童心理治療施設</td></tr><tr><td>略</td></tr><tr><td>略</td></tr></table>	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第1項に規定する児童発達支援及び放課後等デイサービスを行う事業所並びに同法第7条第1項に規定する障害児入所施設、児童発達支援センター及び児童心理治療施設	略	略	(12) 前号に規定する場合の引率者が市内居住者以外の場合において、宇宙劇場の学習投影を観覧するとき 条例別表第2に定める市内居住者以外の一般投影観覧料と市内居住者の一般投影観覧料との差額を減額 (13) (略) (14) (略) (入館料等の減免申請手続) 第7条 前条の規定により入館料等の減免を受けようとする者は、入館料等減免申請書（様式第2）を教育委員会に提出しなければならない。ただし、前条第1号から第5号までに掲げる者及び同条第14号に該当する者のうち教育委員会が特に認める者については、この限りでない。 別表第1（第6条関係） <table><tr><td>児童福祉法第6条の2の2第1項に規定する児童発達支援及び放課後等デイサービスを行う事業所並びに同法第7条第1項に規定する障害児入所施設、児童発達支援センター及び児童心理治療施設</td></tr><tr><td>略</td></tr><tr><td>略</td></tr></table>	児童福祉法第6条の2の2第1項に規定する児童発達支援及び放課後等デイサービスを行う事業所並びに同法第7条第1項に規定する障害児入所施設、児童発達支援センター及び児童心理治療施設	略	略	児童福祉法の法律番号重複の改正
児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第1項に規定する児童発達支援及び放課後等デイサービスを行う事業所並びに同法第7条第1項に規定する障害児入所施設、児童発達支援センター及び児童心理治療施設								
略								
略								
児童福祉法第6条の2の2第1項に規定する児童発達支援及び放課後等デイサービスを行う事業所並びに同法第7条第1項に規定する障害児入所施設、児童発達支援センター及び児童心理治療施設								
略								
略								

代決処分の承認を求める件

鹿児島市立美術館条例施行規則の一部改正について、鹿児島市教育委員会事務委任等規則第 4 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり代決したので、同条第 2 項の規定により、これを報告し、その承認を求める。

令和 7 年 1 0 月 2 9 日

提 出

鹿児島市教育委員会

教育長 原之園 哲哉

(参 照)

鹿児島市教育委員会事務委任等規則（抜粋）

（鹿児島市教育委員会教育長に対する委任事務）

第 2 条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号。以下「法」という。）第 2 5 条第 1 項及び第 2 項の規定により、教育委員会は、次に掲げる事務及び鹿児島市教育委員会事務補助執行規程（平成 9 年教育委員会訓令第 1 号。以下「教育委員会事務補助執行規程」という。）の規定により市長の事務部局の職員に補助執行させる事務を除き、その権限に属する事務を鹿児島市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に委任する。

(1) 略す

(2) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

(3)～(20) 略す

（代決）

第 4 条 教育長は、緊急止むを得ないときは、第 2 条各号の教育委員会の権限に属する事務を代行することができる。

2 教育長は、前項の規定により教育委員会の権限に属する事務を代行したときは、すみやかに教育委員会に報告し、その承認を受けなければならない。

鹿児島市立美術館条例施行規則の一部を改正する規則

第7条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 年間観覧券の有効期限については、美術館の修理その他美術館の管理上の理由により観覧できなくなった場合において、教育委員会が特に必要と認めるときは、教育委員会が相当と認める期間を延長することができる。

第18条第1項ただし書中「団体の観覧料」の次に「（第10号に規定する場合の観覧料を除く。）」を加え、同条中第17号を第18号とし、第10号から第16号までを1号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 市内の学校教育法第1条に規定する高等学校、中等教育学校（後期課程に限る。）、大学若しくは高等専門学校の生徒、学生等の20人以上の団体が当該施設が行う活動として観覧する場合において、市内居住者以外の生徒又は学生が観覧するとき 条例別表第1に定める市内居住者以外の観覧料と市内居住者の観覧料の差額相当額を減額

第18条第2項のただし書中「同条第17号」を「同条第18号」に改める。

様式第1中

「

☐ ス	ラ	イ	ド
☐ 16	ミ	リ	
☐ マ	イ	ク	

」を

「

☐ プロジェクター		
☐ マ	イ	ク
☐		

」に改める。

様式第2中

「

☐ ス	ラ	イ	ド
☐ 16	ミ	リ	
☐ マ	イ	ク	

」を

「

☐ プロジェクター		
☐ マ	イ	ク
☐		

」に改める。

様式第9中

減 免 決 定 内 容	☐ 美術館条例施行規則第18条第1項第6号の規定により常設展示観覧料を免除する。
	☐ 同条同項第7号の規定により常設展示観覧料の5割相当額を減額する。
	☐ 同条同項第8号の規定により常設展示観覧料を免除する。
	☐ 同条同項第9号の規定により常設展示観覧料を免除する。
	☐ 同条同項第17号の規定により、次のとおり減免する。

を

「

減 免 決 定 内 容	☐ 美術館条例施行規則第18条第1項第6号の規定により常設展示観覧料を免除する。 ☐ 同条同項第7号の規定により常設展示観覧料の5割相当額を減額する。 ☐ 同条同項第8号の規定により常設展示観覧料を免除する。 ☐ 同条同項第9号の規定により常設展示観覧料を免除する。 ☐ 同条同項第18号の規定により、次のとおり減免する。
-------------	--

」

に改める。

様式第9の1中

「

減 免 決 定 内 容	☐ 美術館条例施行規則第18条第1項第10号の規定により使用料を免除する。 ☐ 同条同項第11号の規定により使用料を免除する。 ☐ 同条同項第12号の規定により使用料の5割相当額を減額する。 ☐ 同条同項第13号アの規定により使用料を免除する。 ☐ 同条同項第13号イの規定により使用料の5割相当額を減額する。 ☐ 同条同項第14号の規定により使用料を免除する。 ☐ 同条同項第15号の規定により使用料の5割相当額を減額する。 ☐ 同条同項第16号の規定により使用料の5割相当額を減額する。 ☐ 同条同項第17号の規定により、次のとおり減免する。
-------------	--

」

を

「

減 免 決 定 内 容	☐ 美術館条例施行規則第18条第1項第11号の規定により使用料を免除する。 ☐ 同条同項第12号の規定により使用料を免除する。 ☐ 同条同項第13号の規定により使用料の5割相当額を減額する。 ☐ 同条同項第14号アの規定により使用料を免除する。 ☐ 同条同項第14号イの規定により使用料の5割相当額を減額する。 ☐ 同条同項第15号の規定により使用料を免除する。 ☐ 同条同項第16号の規定により使用料の5割相当額を減額する。 ☐ 同条同項第17号の規定により使用料の5割相当額を減額する。 ☐ 同条同項第18号の規定により、次のとおり減免する。
-------------	--

」

に改める。

様式第9の2中「第17号」を「第18号」に改める。

付 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。

(改正理由)

公共施設の使用料改定に伴い、観覧料の減免に関する条文の整備を行うとともに、様式1、様式9、様式9-1、様式9-2の使用許可申請書等の種別及び条文の整理を行うものである。

鹿児島市立美術館条例施行規則（昭和60年教育委員会規則第2号）新旧対照表

現行	改正案	備考
（観覧手続） 第7条 （略） 2 （略） <u>3</u> （略） （入館料等の減免） 第18条 条例第12条の規定により観覧料等を減免することができる場合及びその額は、次に定めるところによる。ただし、条例別表第1に定める20人以上の団体の観覧料については適用しない。 (1)～(9) （略）	（観覧手続） 第7条 （略） 2 （略） <u>3 年間観覧券の有効期限については、美術館の修理その他美術館の管理上の理由により観覧できなくなった場合において、教育委員会が特に必要と認めるときは、教育委員会が相当と認める期間を延長することができる。</u> <u>4</u> （略） （入館料等の減免） 第18条 条例第12条の規定により観覧料等を減免することができる場合及びその額は、次に定めるところによる。ただし、条例別表第1に定める20人以上の団体の観覧料（<u>第10号に規定する場合の観覧料を除く。</u>）については適用しない。 (1)～(9) （略） <u>(10) 市内の学校教育法第1条に規定する高等学校、中等教育学校（後期課程に限る。）、大学若しくは高等専門学校</u>の生徒、学生等の20人以上の団体が当	10号は20人以上の団体料金を減額するので、適用除外から除く

(10) (略) (11) (略) (12) (略) (13) (略) (14) (略) (15) (略) (16) (略) (17) (略) (入館料等の減免申請手続) 第 18 条第 2 項 前項の観覧料等の減免を受けようとする者は、教育委員会に観覧料等減免申請書（様式第 9、様式第 9 の 1、様式第 9 の 2）を提出しなければならない。ただし、前項第 1 号から第 5 号までに掲げる者及び同項第 17 号に該当する者のうち教育委員会が特に認める者については、この限りでない。	<u>該施設が行う活動として観覧する場合において、市内居住者以外の生徒又は学生が観覧し、条例別表第 1 に定める市内居住者以外の観覧料と市内居住者の観覧料の差額を減額</u> (11) (略) (12) (略) (13) (略) (14) (略) (15) (略) (16) (略) (17) (略) (18) (略) (入館料等の減免申請手続) 第 18 条第 2 項 前項の観覧料等の減免を受けようとする者は、教育委員会に観覧料等減免申請書（様式第 9、様式第 9 の 1、様式第 9 の 2）を提出しなければならない。ただし、前項第 1 号から第 5 号までに掲げる者及び同条第 18 号に該当する者のうち教育委員会が特に認める者については、この限りでない。	号ずれ対応
--	---	--------------

様式第1

鹿児島市立美術館施設等使用許可申請書
鹿児島市教育委員会 殿 年 月 日

住 所
団 体
氏名又は代表者名
(電話)

鹿児島市立美術館の施設の使用許可を受けたいので、次のとおり申請します。

使用目的 (行事名)			入場予定人員	人	
使 用 責 任 者	住 所 氏 名 (電話)	区 分	単 価	数 量	使用料
使 用 日 時	自 年 月 日 時 至 年 月 日 時	☐ 一般展示室(1)			
		☐ 一般展示室(2)			
		☐ 企 画 展 示 室			
入 場 料	☐ 徴収する ☐ 徴収しない 一 般 円(団体 円) 高大生 円(＃ 円) 小中生 円(＃ 円)	☐ 展 示 ロ ビ ー			
		☐ 講 堂 (展示室利用)			
		☐ 講 堂			
館 内 配 布 物	☐ あり ☐ 有料 ☐ なし ☐ 無料	☐ 市民アトリエ(1)			
		☐ " (2)			
特 別 設 備	☐ あり ☐ なし (ある場合は仕様書を添付 すること)	計			
		☐ ス ラ イ ド			
共 催 後 援		☐ 16 ミ リ			
		☐ マ イ ク			
		計			
許 可 条 件	鹿児島市立美術館条例及び 鹿児島市立美術館条例施行 規則並びに美術館職員の指示 に従うこと	備 考	展示室使用の場合 作品搬入 日 時～ 時室名 審査 日 時～ 時 " 飾付 日 時～ 時 搬出 日 時～ 時 講堂使用 日 時～ 時		

(注)1 太線内のみ記入し、該当する項目に☑を記入して下さい。

2 使用料の減免を受ける場合は減免申請書も提出して下さい。

様式第1

鹿児島市立美術館施設等使用許可申請書
鹿児島市教育委員会 殿 年 月 日

住 所
団 体
氏名又は代表者名
(電話)

鹿児島市立美術館の施設の使用許可を受けたいので、次のとおり申請します。

使用目的 (行事名)			入場予定人員	人	
使 用 責 任 者	住 所 氏 名 (電話)	区 分	単 価	数 量	使用料
使 用 日 時	自 年 月 日 時 至 年 月 日 時	☐ 一般展示室(1)			
		☐ 一般展示室(2)			
		☐ 企 画 展 示 室			
入 場 料	☐ 徴収する ☐ 徴収しない 一 般 円(団体 円) 高大生 円(＃ 円) 小中生 円(＃ 円)	☐ 展 示 ロ ビ ー			
		☐ 講 堂 (展示室利用)			
		☐ 講 堂			
館 内 配 布 物	☐ あり ☐ 有料 ☐ なし ☐ 無料	☐ 市民アトリエ(1)			
		☐ " (2)			
特 別 設 備	☐ あり ☐ なし (ある場合は仕様書を添付 すること)	計			
		☐ プロジェクター			
共 催 後 援		☐ マ イ ク			
		☐ _____			
		計			
許 可 条 件	鹿児島市立美術館条例及び 鹿児島市立美術館条例施行 規則並びに美術館職員の指示 に従うこと	備 考	展示室使用の場合 作品搬入 日 時～ 時室名 審査 日 時～ 時 " 飾付 日 時～ 時 搬出 日 時～ 時 講堂使用 日 時～ 時		

(注)1 太線内のみ記入し、該当する項目に☑を記入して下さい。

2 使用料の減免を受ける場合は減免申請書も提出して下さい。

スライドと16ミリを削除し
プロジェクターを追加

様式第2

鹿児島市立美術館施設等使用許可書

住 所
団 体
氏名又は代表者名 殿
(電話)

使用目的 (行事名)			入場予定人員		
使 用 責 任 者	住 所 氏 名 (電話)	区 分	単 価	数 量	使用料
使 用 日 時	自 年 月 日 時 至 年 月 日 時	☐ 一 般 展 示 室 (1)			
		☐ 一 般 展 示 室 (2)			
入 場 料	☐ 徴収する ☐ 徴収しない 一 般 円(団体 円) 高大生 円(〃 円) 小中生 円(〃 円)	☐ 企 画 展 示 室			
		☐ 展 示 ロ ビ ー			
館 内 配 布 物	☐ あり { ☐ 有料 ☐ なし ☐ 無料	☐ 講 堂 (展 示 室 利 用)			
		☐ 講 堂			
特 別 設 備	☐ あり ☐ なし (ある場合は仕様書を添付 すること)	☐ 市民アトリエ(1)			
		☐ " (2)			
共 催 後 援		計			
		☐ ス ラ イ ド			
		☐ 16 ミ リ			
		☐ マ イ ク			
		計			
		展示室使用の場合 作品搬入 日 時～ 時室名 審査 日 時～ 時〃 飾付 日 時～ 時 搬出 日 時～ 時 講堂使用 日 時～ 時			

鹿児島教美許可第 号
年 月 日

上記のとおり許可する。

鹿児島市教育委員会 印

様式第2

鹿児島市立美術館施設等使用許可書

住 所
団 体
氏名又は代表者名 殿
(電話)

使用目的 (行事名)			入場予定人員		
使 用 責 任 者	住 所 氏 名 (電話)	区 分	単 価	数 量	使用料
使 用 日 時	自 年 月 日 時 至 年 月 日 時	☐ 一 般 展 示 室 (1)			
		☐ 一 般 展 示 室 (2)			
入 場 料	☐ 徴収する ☐ 徴収しない 一 般 円(団体 円) 高大生 円(〃 円) 小中生 円(〃 円)	☐ 企 画 展 示 室			
		☐ 展 示 ロ ビ ー			
館 内 配 布 物	☐ あり { ☐ 有料 ☐ なし ☐ 無料	☐ 講 堂 (展 示 室 利 用)			
		☐ 講 堂			
特 別 設 備	☐ あり ☐ なし (ある場合は仕様書を添付 すること)	☐ 市民アトリエ(1)			
		☐ " (2)			
共 催 後 援		計			
		☐ プロジェクター			
		☐ マ イ ク			
		☐ _____			
		計			
		展示室使用の場合 作品搬入 日 時～ 時室名 審査 日 時～ 時〃 飾付 日 時～ 時 搬出 日 時～ 時 講堂使用 日 時～ 時			

鹿児島教美許可第 号
年 月 日

上記のとおり許可する。

鹿児島市教育委員会 印

スライドと16ミリを削除し
プロジェクターを追加

様式第9

観 覧 料 等 減 免 申 請 書

年 月 日

鹿児島市教育委員会 殿

住 所

団 体 名

氏名又は代表者名

(電話)

次のとおり観覧料の減免を申請します。

観 覧 日 時	年 月 日 時
展 示 区 分	☐ 常設展示 ☐ 特別展示
観 覧 者 数	一般 人 高大生 人 小中生 人
減 免 を 申 請 す る 理 由	
減 免 決 定 額	
減 免 決 定 内 容	☐ 美術館条例施行規則第18条第1項第6号の規定により常設展示観覧料を免除する。 ☐ 同条同項第7号の規定により常設展示観覧料の5割相当額を減額する。 ☐ 同条同項第8号の規定により常設展示観覧料を免除する。 ☐ 同条同項第9号の規定により常設展示観覧料を免除する。 ☐ 同条同項第17号の規定により、次のとおり減免する。

(注) 太線内のみ記入して下さい。

様式第9

観 覧 料 等 減 免 申 請 書

年 月 日

鹿児島市教育委員会 殿

住 所

団 体 名

氏名又は代表者名

(電話)

次のとおり観覧料の減免を申請します。

観 覧 日 時	年 月 日 時
展 示 区 分	☐ 常設展示 ☐ 特別展示
観 覧 者 数	一般 人 高大生 人 小中生 人
減 免 を 申 請 す る 理 由	
減 免 決 定 額	
減 免 決 定 内 容	☐ 美術館条例施行規則第18条第1項第6号の規定により常設展示観覧料を免除する。 ☐ 同条同項第7号の規定により常設展示観覧料の5割相当額を減額する。 ☐ 同条同項第8号の規定により常設展示観覧料を免除する。 ☐ 同条同項第9号の規定により常設展示観覧料を免除する。 ☐ 同条同項第18号の規定により、次のとおり減免する。

(注) 太線内のみ記入して下さい。

号ずれ対応

様式第9の1

観 覧 料 等 減 免 申 請 書

年 月 日

鹿児島市教育委員会 殿

住 所
団 体 名
氏名又は代表者名
(電話)

次のとおり使用料の減免を申請します。

使 用 施 設 名	
使 用 目 的	
使 用 日 時	年 月 日 時～ 年 月 日 時
共 催 、 後 援	
減 免 を 申 請 する 理 由	
減 免 決 定 額	
減 免 決 定 内 容	☐ 美術館条例施行規則第18条第1項第10号の規定により使用料を免除する。 ☐ 同条同項第11号の規定により使用料を免除する。 ☐ 同条同項第12号の規定により使用料の5割相当額を減額する。 ☐ 同条同項第13号アの規定により使用料を免除する。 ☐ 同条同項第13号イの規定により使用料の5割相当額を減額する。 ☐ 同条同項第14号の規定により使用料を免除する。 ☐ 同条同項第15号の規定により使用料の5割相当額を減額する。 ☐ 同条同項第16号の規定により使用料の5割相当額を減額する。 ☐ 同条同項第17号の規定により、次のとおり減免する。

(注) 太線内のみ記入して下さい。

様式第9の1

観 覧 料 等 減 免 申 請 書

年 月 日

鹿児島市教育委員会 殿

住 所
団 体 名
氏名又は代表者名
(電話)

次のとおり使用料の減免を申請します。

使 用 施 設 名	
使 用 目 的	
使 用 日 時	年 月 日 時～ 年 月 日 時
共 催 、 後 援	
減 免 を 申 請 する 理 由	
減 免 決 定 額	
減 免 決 定 内 容	☐ 美術館条例施行規則第18条第1項第11号の規定により使用料を免除する。 ☐ 同条同項第12号の規定により使用料を免除する。 ☐ 同条同項第13号の規定により使用料の5割相当額を減額する。 ☐ 同条同項第14号アの規定により使用料を免除する。 ☐ 同条同項第14号イの規定により使用料の5割相当額を減額する。 ☐ 同条同項第15号の規定により使用料を免除する。 ☐ 同条同項第16号の規定により使用料の5割相当額を減額する。 ☐ 同条同項第17号の規定により使用料の5割相当額を減額する。 ☐ 同条同項第18号の規定により、次のとおり減免する。

(注) 太線内のみ記入して下さい。

号ずれ対応

様式第9の2

観 覧 料 等 減 免 申 請 書

年 月 日

鹿児島市教育委員会 殿

住 所
団 体 名
氏名又は代表者名
(電話)

次のとおり使用料の減免を申請します。

撮 影 等 の 方 法	☐ 撮影	☐ モノクローム ☐ カラー	点 点	☐ 模写	点	☐ 模造	点
撮 影 等 の 目 的							
撮影等の美術品等							
減 免 を 申 請 す る 理 由							
減 免 決 定 額							
減 免 決 定 内 容	美術館条例施行規則第18条第1項第17号の規定により、次のとおり減免する。						

(注) 太線内のみ記入して下さい。

様式第9の2

観 覧 料 等 減 免 申 請 書

年 月 日

鹿児島市教育委員会 殿

住 所
団 体 名
氏名又は代表者名
(電話)

次のとおり使用料の減免を申請します。

撮 影 等 の 方 法	☐ 撮影	☐ モノクローム ☐ カラー	点 点	☐ 模写	点	☐ 模造	点
撮 影 等 の 目 的							
撮影等の美術品等							
減 免 を 申 請 す る 理 由							
減 免 決 定 額							
減 免 決 定 内 容	美術館条例施行規則第18条第1項第18号の規定により、次のとおり減免する。						

(注) 太線内のみ記入して下さい。

号ずれ対応

小中学校での学校給食の牛乳を、飲むことによる体調不良（乳糖不耐、下痢、腹痛など）や特定の食物摂取制限の理由で飲めない児童生徒が、医師の診断なしでも停止届などで停止できるようにすることを求める請願

から鹿児島市教育委員会会議規則第41条の規定に基づき別紙のとおり請願書が提出されたので、同規則第43条の規定に基づきその採否を諮る。

令和7年9月25日

提 出

鹿児島市教育委員会

教育長 原之園 哲哉

（参 照）

鹿児島市教育委員会会議規則（抜粋）

第8章 請願

第41条 委員会に請願しようとする者は、請願書を、教育長に提出しなければならない。

第42条 請願書には、請願の趣旨、提出年月日、請願者の住所及び職業年令を記し、各自の署名捺印を必要とする。

2 団体の請願は、その代表者が署名捺印するとともに、団体の印をおさなければならない。

第43条 請願書が提出されたときは、教育長は、委員会の会議に付してその採否を議決しなければならない。

第44条 前条により採択した請願は、次の会議の議事日程にこれを加えなければならない。

2 前条により採択しないと決したものは、理由を付して教育長を通じて、請願人に通知しなければならない。



2025年9月8日

鹿児島市教育委員会教育長殿

住所：

名前

<請願内容>

小中学校での学校給食の牛乳を、飲むことによる体調不良（乳糖不耐、下痢、腹痛など）や特定の食物摂取制限の理由で飲めない児童生徒が、医師の診断なしでも停止届などで停止できるようにして下さい。

<請願理由>

全国の小中学校の給食では毎日大量の牛乳が廃棄されています。

その背景に、牛乳を飲めなくても提供の停止ができていない子ども達がいま
す。アレルギーの場合は診断書を提出することで免除されていますが、アレルギーはなくても、牛乳が体に合わないなどの理由で飲めない子達が少なくありません。乳糖不耐症の診断書を提出して牛乳を停止している場合もありますが、毎年診断書を得るのには費用も時間もかかりますし、それができることを知らない家庭も多いようです。

日本人を含めアジア人の9割が実は乳糖不耐であると言われている中

（資料1）：自分の体質に合わないものを嫌って飲みたくないことは、単なる好き嫌いだと見なさず尊重されるべきではないでしょうか。牛乳を飲まない子も、本来の和食でもカルシウム等の栄養は十分に摂ることができます。ですので、カルシウム摂取に牛乳を用いたくない家庭から牛乳代をとるのはどうなのかという意見もあります。また、無駄になってしまう牛乳の廃棄を減らすことは、SDGsの方向性とも一致しています。

例えば東京都多摩市では、無駄にする量を減らすために学期のはじめに希望をとる選択の制度が有効ではないかという結論に達し、2022年8月にその趣旨の陳情が採択され、2023年の2学期から実施しています。多摩市給食センターによると、導入後の苦情などはなく、逆に「ありがとう」や「助かった」などの声があったそうです。多摩市の教育委員会の調査によると、東京都の26市のうち13市が既に診断書なしで牛乳を停止できるようになっているそうです。

具体的な実施方法の参考として、多摩市の「学校給食における飲用牛乳の対応について」を添付いたします（資料2）。アレルギー以外の理由では診断書なしで飲用牛乳停止届の提出のみで停止でき、牛乳代が返金されるようになっています。また、牛乳の停止は卒業まで自動的に継続されます。

児童生徒一人ひとりの多様性を尊重し、毎日大量の食品が当たり前のように廃棄されない教育環境のためにも、小中学校の学校給食で牛乳の飲用を多摩市のように選択できる対応にして下さい。どうぞよろしくご密議お願い申し上げます。

添付資料

1. 「乳糖不耐症」について（MSD マニュアル家庭版より）
2. 多摩市教育委員会 学校給食における飲用牛乳の対応について（計4ページ）

乳糖不耐症

執筆者: **Zubair Malik**, MD, Virtua Health System

レビュー/改訂 2023年3月

乳糖不耐症とは、消化酵素の ラクターゼの欠乏により乳糖が消化できない状態のことで、下痢や腹部のけいれん痛を起こします。

原因 | 症状 | 診断 | 治療

- 乳糖不耐症は酵素の ラクターゼが欠乏しているために起こります。
- 小児における症状には、下痢と体重増加の遅れなどがあり、成人における症状には、腹部の膨満やけいれん痛、下痢、放屁、吐き気などがあります。
- 診断は、乳製品を摂取した後に症状が現れることを確認することに基づいて下され、水素呼吸試験で確定できます。
- 治療としては、ラクターゼのサプリメントを服用し、乳糖、特に乳製品に含まれる乳糖を避けるようにします。

乳糖は、牛乳や乳製品で主に含まれている糖で、小腸の内層の細胞で生産される ラクターゼという酵素により分解されます。ラクターゼは糖の複合体である乳糖を、ブドウ糖とガラクトースという2つの成分に分解します。この2つの単糖は腸壁から血液中に吸収されます。ラクターゼが欠乏していると、乳糖を消化吸収できません。その結果、高濃度になった乳糖が小腸に水分を引き寄せ、水様性下痢を起こします。その後乳糖は小腸を通過して大腸に入り、細菌によって発酵されてガスが生じ、ガスによって放屁、腹部膨満、差し込むような腹痛が起こります。

牛乳アレルギーは乳糖不耐症と異なります。乳糖不耐症と対照的に、牛乳アレルギーの場合は牛乳を適切に消化できますが、牛乳中のタンパク質が免疫系による反応を誘発します ([アレルギー反応の概要](#)を参照)。牛乳アレルギーは通常は小児にみられます。

知っていますか？

- 北欧系の人々を除くと、健康な成人でも大半が大量の乳糖を消化することはできないため、正常な状態でも「乳糖不耐症」です。

乳糖不耐症の原因

乳児ではラクターゼの量が豊富で、母乳や牛乳の消化を可能にしています。しかし、多くの民族では（黒人とヒスパニック系では80%、アジア系では90%以上）離乳後にラクターゼの量が減少します。量が減少することは、これらの民族の年長児や成人は、大量の乳糖を消化できないということです。一方、欧州北西部に起源をもつ白人の80～85%は、生涯にわたってラクターゼが作られるため、成人になっても牛乳や乳製品を消化することができます。このため、米国民の民族構成から、米国では3000万～5000万人が乳糖不耐症であると考えられます。この「不耐症」が実は世界人口の75%以上の人々にあって正常な状態とされていることは、興味深い事実です。

腸管感染症（[胃腸炎の概要](#)を参照）などの病気により小腸粘膜に損傷が生じたときに一時的な乳糖不耐症が発生することがあります。これらの病気が回復すれば、再び乳糖が消化できるようになります。

乳糖以外の糖に対する不耐症も起こりますが、その頻度は比較的まれです。例えば、スクラーゼという酵素が欠乏すると、ショ糖が分解されて血液中に吸収されるのが妨げられ、マルターゼやイソマルターゼという酵素が欠乏すると、麦芽糖（マルトース）が分解されて血液中に吸収されるのが妨げられます。

乳糖不耐症の症状

乳糖不耐症があると、通常は牛乳や乳製品（いずれも乳糖を含んでいる）に耐えられません。成人では通常、250～375ミリリットル以上の牛乳を飲んだときだけ症状が現れます。牛乳やその他の乳製品により胃腸の問題が現れることに若いうちに気づいた人は、意識してまたは無意識に乳製品の摂取を抑えることがあります。

乳糖不耐症がある小児では下痢がみられ、牛乳が食事に含まれていると体重が増えないことがあります。

成人では、腹部の膨満やけいれん痛、水様性下痢、放屁、吐き気、腸のゴロゴロ音またはゴボゴボ音（腹鳴〔ふくめい〕）がみられることがあり、乳糖を含む食事を食べた後、30分から2時間で切迫した便意が生じることがあります。一部では、重度の下痢のために、体内から栄養素があまりに急速に排泄され、栄養素が適切に吸収されない場合もあります。しかし、乳糖不耐症によって起こる症状は、通常は軽度です。対照的に、[セリアック病](#)、[熱帯性スプルー](#)、腸の感染症のような病気で見られる[吸収不良](#)によって起こる症状はより重度のものです。

牛乳アレルギー

牛乳アレルギーの小児でも、牛乳や乳製品を摂取した後に症状が現れます。しかし、これらのかゆみ、発疹、喘鳴（ぜんめい）などの症状は、他のアレルギー反応と類似しています。ときに嘔吐、腹痛、まれに下痢などの消化管症状がみられる小児もいます。

成人では牛乳アレルギーはまれで、嘔吐や食道逆流の症状も起こることがあります。

乳糖不耐症の診断

- 乳糖摂取後にみられる症状の医師による評価
- ときに水素呼吸試験

乳製品を摂取した後に症状が出る場合に、乳糖不耐症が疑われます。3～4週間、乳製品を除いた食事を試し続けて症状が消失し、その後乳製品を摂取すると症状が再び現れる場合に、診断が確定します。

特異的な検査が必要になるのはまれですが、場合によっては呼気試験を行って診断を確定することがあります。

水素呼気試験（ラクトース呼気試験とも呼ばれます）は、4時間かかる検査です。この検査では、少量を量り取った乳糖を摂取してもらいます。乳糖の摂取前と摂取後に、吐く息に含まれる水素ガスの量を1時間毎に測定します。水素を測定するのは、吸収されなかった乳糖を腸内細菌が消化するときに水素が発生するためです。乳糖を摂取した後に吐いた息に含まれる水素の量が著しく増加した場合、その人は乳糖不耐症です。

この代わりとなるものに**乳糖負荷試験**がありますが、感度が低く、現在ではまれにしか行われません。量を測定した乳糖を摂取した後に、医師が症状をモニタリングし、数回にわたり血糖（グルコース）値を測定します。乳糖を消化できる場合は症状が現れず、グルコースの血中濃度が上昇します。乳糖を消化できない場合は、20～30分以内に下痢、腹部膨満、腹部不快感が現れ、グルコースの血中濃度は上昇しません。

乳糖不耐症の治療

- 乳糖の回避
- ラクターゼのサプリメントを服用する
- ときにカルシウムのサプリメントを服用する

乳糖不耐症は、食事で乳糖を含む食品、主に乳製品の摂取を控えることでコントロールできます。ヨーグルトには乳酸桿菌（lactobacilli）が生産するラクターゼが天然に含まれているため、多くの場合ヨーグルトは耐えられます。チーズに含まれる乳糖の量は牛乳より少なく、摂取量にもよりますが、多くの場合耐えられます。乳糖を減らした牛乳などの製品が多くのスーパーマーケットで入手できます。

乳製品の摂取を控えなければならない人は、カルシウムのサプリメントを摂取して、カルシウム欠乏を予防する必要があります。

ラクターゼのサプリメントは処方せんなしで購入でき、乳糖を含む飲食物を摂取する際に服用できます。



Copyright © 2025 Merck & Co., Inc., Rahway, NJ, USA and its affiliates. All rights reserved.



Copyright © 2025 Merck & Co., Inc., Rahway, NJ, USA and its affiliates. All rights reserved.

学校給食における飲用牛乳の対応について

ページ番号1012241 | 更新日 2024年9月27日

多摩市では完全給食として飲用牛乳提供を原則としていますが、食物アレルギーや食物アレルギー以外の疾患、特別な事情により牛乳を飲用できない児童生徒がいます。また、停止できず手つかずの牛乳が一定量廃棄されている食品ロスの現状がありました。そこで学校給食における飲用牛乳の必要性をご理解いただいた上で、令和5年9月より診断書の提出が無くても飲用牛乳停止届の提出により飲用牛乳を停止できるように対応しています。

[学校給食における飲用牛乳の対応について \(PDF 554.1KB\)](#) 

このページに関するお問い合わせ

教育部学校給食センター南野調理所

〒206-0032 東京都多摩市南野一丁目2番1号

電話番号：042-371-2417 ファクシミリ番号：042-337-7663

電話番号のかけ間違いにご注意ください

お問い合わせは専用フォームをご利用ください。

教育部学校給食センター永山調理所

〒206-0025 東京都多摩市永山七丁目1番地

電話番号：042-375-4661 ファクシミリ番号：042-337-7661

電話番号のかけ間違いにご注意ください

お問い合わせは専用フォームをご利用ください。



×

1 本市の学校給食用牛乳の現状について（R7.9.1現在）

（学校給食を実施している本市の小中学校116校に対し調査を行い、全校から回答を得た。）

（1）牛乳の飲用を停止している学校数及び人数

	食物アレルギー			食物アレルギー疾患以外の理由			牛乳停止者在籍		
	小学校	中学校	合計	小学校	中学校	合計	小学校	中学校	合計
学校数	40	15	55	52	25	77	61	27	88
人数	77	40	117	194	144	338	271	184	455

（2）各学校において飲用牛乳を停止する際に保護者に提出を求めている書類の内訳

（食物アレルギー疾患以外の牛乳停止者がいる学校のみ）

	書類有	提出書類（内訳）※				書類無 （保護者の 申し出）
		停止届	診断書	管理指導票	その他	
小学校数	42	20	28	4	3	10
中学校数	21	16	6	2	0	4
合計	63	36	34	6	3	14

※ 提出書類が複数ある学校有



★牛乳停止届又は保護者の申し出のみの提出（診断書等の提出なし）で対応している学校数

	停止届のみ	申し出のみ	その他※	計
小学校数	11	10	1	22
中学校数	14	4	0	18
合計	25	14	1	40

※その他：アレルギー調査票

2 学校給食用牛乳の飲用停止に関する中核市調査（R7.10.1現在）

（本市を除く中核市61市に対し、下記の内容について調査を行い、53市より回答を得た。）

（1）個別的な牛乳飲用停止対応を実施していますか。（食物アレルギー対応は除く）

①実施している	48
②実施していない	4
③その他（学校毎に異なる）	1
	53

（2）牛乳飲用停止の対応を実施する際の手続きは市内共通としていますか。

（1）で①と回答した48市からの回答）

①市内共通の手続きとしている	33
②学校ごとに異なる	16
※1市重複（共通の手続きと学校毎の手続きがある）	49

（3）牛乳飲用停止の際の手続きはどのように行っていますか。

（2）で①と回答した33市からの回答）

①保護者の申し出（書類等無し）	2
②牛乳停止届（保護者が記載する牛乳停止を希望する書類）の提出	25
③医師の診断書等、医師が作成した書類等の提出	15
④その他	7

※複数回答あり

※「その他」の内訳：除去対応依頼書、校長の副申書 等



★保護者の申し出又は牛乳停止届のみの提出（診断書等の提出なし）で対応している自治体数

①保護者の申し出（書類等無し）のみ	1
②牛乳停止届（保護者が記載する牛乳停止を希望する書類）の提出のみ	15
	16

鹿児島市と NTT ドコモビジネス、次世代校務 DX に関する連携協定について

1 目的

鹿児島市と NTT ドコモビジネスが協力し、次世代校務 DX 推進を通して、鹿児島市内小中高等学校における業務の効率化および教育の質向上をめざし、相互連携のもと取り組みを推進することを目的とする。

2 協定に基づく令和 7 年度の連携内容

- (1) 次世代校務 DX 実現のモデルケース創出に関すること
- (2) ICT を活用した教職員の業務軽減・働き方改革に関すること
- (3) 校務データと学習データを活用した教育データの利活用に関すること
- (4) 児童生徒の自己調整的な学びの推進に関すること

3 各者の役割

鹿児島市	(1)ICT 環境の整備 (2)市内学校など実証フィールドの提供
NTT ドコモ ビジネス	(3)次世代校務 DX 推進実現に向けた調査、企画 (4)教育データの利活用に関する各種施策の企画、実施 (5)児童生徒の自己調整的な学びを推進するための AAR ポータル活用支援

4 連携協定式について

- 期 日 令和 7 年 1 0 月 2 1 日（火）
- 時 間 1 4 : 3 0 ~ 1 6 : 0 0
- 場 所 鹿児島市立山下小学校 高学年教室及び会議室
- 日程 1 4 : 3 0 ~ 1 5 : 1 5 AAR ポータルを活用した授業参観

【連携協定締結式：会議室】

1 5 : 3 0 ~	開会のあいさつ
1 5 : 3 0 ~ 1 5 : 3 4	出席者紹介
1 5 : 3 4 ~ 1 5 : 4 1	具体的取組内容説明
1 5 : 4 1 ~ 1 5 : 4 8	教育長・支社長あいさつ
1 5 : 4 8 ~ 1 5 : 5 1	記念撮影
1 5 : 5 1 ~ 1 6 : 0 0	質疑応答 他
1 6 : 0 0	閉会のあいさつ

5 今後の展開

本協定を通じて、市内の小中高等学校における次世代校務 DX モデル事業を着実に推進し、教育現場での ICT 活用をさらに加速させる。

NTT ドコモビジネスは、教育データの利活用による個別最適な学びの支援や、校務のさらなる効率化を図るとともに、他自治体への展開も視野に入れた取り組みを進める。自治体との連携を通じて、持続可能な教育環境の構築と地域社会への貢献を行うものとする。

令和7年度教育委員会活動の点検・評価の実施について

1 点検・評価の概要

地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、教育委員会は、毎年、教育に関する事務について点検・評価を行い、報告書を作成し、議会に提出・公表することとなっている。

第二次教育振興基本計画の開始年度である令和4年度からは、鹿児島市行政評価に準じて、見直しが必要と思われる事業を対象に、EBPMの考え方を取り入れ、ロジックモデルにより因果関係を明示するなど、事業の成果をより見える化し、事業の見直しを図ってきた。

今年度は、4年度から6年度までを総括して全37施策を対象に実施し、外部委員からなる教育行政評価会議で点検・評価を行い、教育委員会会議の議決を経て、議会への報告及び公表を行うとともに、同計画における改定に向けた検討に活用する。

2 評価対象

第二次教育振興基本計画（計画期間：令和8年度まで）に掲げる施策について実施する。

	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
報 告	全施策 現況報告	全施策 現況報告	全施策 現況報告	—	振興計画 見直し年度につき 改めて検討
評 価	事務事業評価 ・見直しが見込まれる事業 ・再点検の必要性が高い事業			全施策 評価	
事務事業 ・施策数	4事業	3事業	2事業	37施策	

3 スケジュール

実施時期	実施内容	
10月	一次評価	所管課による点検・評価
11月～1月	教育行政評価会議	教育に関する学識経験者等による外部評価
2月	評価決定	2月定例会で議決
2月～	公表等	議会報告、公表

【参考】教育行政評価会議委員（任期：令和7年11月1日～令和9年3月31日）

氏 名	所 属 等	役 職 等
志賀 玲子	志学館大学	法学部 教授
内ノ倉 真吾	鹿児島大学	教育学部 准教授
森木 朋佳	鹿児島純心女子短期大学	生活学科 教授
橋口 俊一	市小学校長会	錦江台小学校長
鍋島 裕文	市PTA連合会	会長